

幕末明治の写真師列伝 第百十一回 宮下欽 その三十三

「三月三十一日 晴天風有

一、朝第九時過先生兵学寮へ御出、午後第三時御帰り、種板五枚御拵ニ相成、○宮下朝第十二時前兵学寮へ行、夫々事務局へ行、南部殿相尋候所、右同氏昨日免職相成候旨ニ付其儘ニ致し、午後第三時帰り、○朝第十一時過、兼而横浜ニ而御調ニ相成居ポンプツ送り来ル、運賃等不残払遣ス、○午後第五時頃大惣方使（註：原文ではこの後に「手」の文字が抜けている）代来ル、兼而約束之大台紙之代、四拾一円ト銀一匁之所、金四拾円払遣ス、○楠山氏午後第五時頃来ル、夕飯出ス、同第七時頃帰り、○竹藏今日も不帰、○同第五時前山田屋方番頭来ル、明朝第八時、町用掛り印形持参、長屋帳へ一判致し候様、且来ル五日当町氏神様之御守札出候間、御主人印形御持参ニ而御請御座候様と申候ニ付、承知致し候旨答ル、武助先生之御名代として印形持参町用掛りへ参り候所御連、

（註：南部殿とは、元薩摩藩士、博覧会事務局十等出仕・南部棟のこと。後に外務省へ出仕（北京公使館書記）する）

『通天楼日記』からの引用が今しばらく続くが、ここで明治6年3月頃の横山松三郎について記すと、この頃、ウィーン万博博覧会の御用が横山の営業写真館として請け負った仕事としては最大規模のものであった。

ウィーン万博博覧会に出品された物品写真は550部もあり、それも一部は写真66枚で、計36,300枚もの作業である。これ以外にも富岡製糸所四ツ立判写真が380枚、富岡製糸所小判写真300枚が博覧会事務局へ提出された。このうちウィーン万博博覧会に出品された物品写真は、横山と内田九一が手分けして製作にあたっていることがわかる。このため内田九一との連絡も多い。これらの作業に宮下が重要な役割を与えられていたことが『通天楼日記』の記述で判る。ウィーン万博博覧会に出品された物品写真は、東京国立博物館蔵の写真帖が4冊あり、その内容の一部は東京国立博物館編『東京国立博物館所蔵幕末明治期写真資料目録1』（国書刊行会、1999年）で紹介されている。

また、明治6年、横山は通天楼に洋画塾を併設する。そのため写真の弟子とは別にこの洋画塾の塾生の名も日記には登場してくることになる。

一方、宮下は後に横山から独立して長野県松代に帰郷することになるのだが、『通天楼日記』に記載のある宮下の動向について、退屈かと思う方がおられるだろうが、この当時の宮下の動向を知る第一級資料でもあるので、もうしばらく引用を続けたい。

「四月一日 晴天

一、朝第九時頃先生兵学寮へ御出、午後第四時頃御帰り、種板五枚御出来ニ相成、○斎藤氏の親類南間孫一郎殿、朝第十時頃斎藤氏一同来ル、蒸菓子一折到来ス、同氏入門之請人且頼なり、先生御留主ニ而早速御挨拶し候旨申候ニ付、無程帰ル、○箱館 朝第十一時頃帰り、菓子・茶出ス、無程帰ル、○同所 来ル、先生御在[宅]哉之旨承ル、御留主之旨申候所、松蔵ニ面会致し無程帰ル、○同第十二時頃浅沼や来ル、アルコール上之但拾六匁、大台紙過日持参致し置候品返ス、無程帰ル、○同第十二時頃塩田氏来ル、先生御在宿哉と相尋ル、御留主之旨申候所、ナポレオン并安藤氏之写真と二枚持参、先生ニ差上呉候旨申、即刻帰り、○午後第二時頃菊池氏来ル、先生御在宿哉と御尋ル、御留主之旨申断る、又可参旨申帰り、○楠山氏同第二時頃来ル、

無程帰ル、○同第七時過北庭氏来ル、菓子・茶出ス、同第八時過帰ル、尤兩人同道ニ而来ル、○竹藏病気全快致し朝第十時頃帰り、○朝第八時前宮下兵学寮へ行、左之通写真御下ケ之印書差出ス、

【陸軍兵学寮宛受領書書写】

記

八

一、金三拾八円六錢二厘五毛 全紙四ツ立判、大砲并
 附属機械等写百二拾五枚
 但一枚ニ付金三拾一錢二厘五毛ツ、
 右之通写真代金御下被成下、正奉受取候、以上、
 明治六年三月 横山松三郎
 陸軍兵学寮 宮下 欽[㊦]
 御役人御中

然ル所、後日御下ケ金可有之旨沙汰有之候ニ付、同第十時過帰ル、○午後第七時過、斎藤氏茄子糍漬一瓶為土産持参シ、寄留之事承リニ来り候得共、町用掛りの方へ承り其上ニ而申返ス、

「四月二日 晴天

一、朝十時頃楠山氏来ル、昼飯出ス、
 ○同第十一時頃大隅方写真箱之蝸螺（註：ネジ）之女形拵持参ス、○大惣方手代来ル、小台紙二千枚持参ス、百枚之代二拾九匁ツ、なり、
 ○午後第一時過宮下租税寮へ行、兼而山田氏方註文之富岡写真三百二拾三枚持参ス、左之通書面差出ス、尤跡（註：後）方今一部註文有之ニ付、

【大蔵省租税寮山田宛納品書書写】

記

一、金百七拾一円 上州富岡製糸所四ツ立判
 写真拾八枚
 但一部拾九枚、一枚ニ付
 代金五拾錢ツ、尤台紙
 無シ
 右之通御届候、以上、
 明治六年四月 横山松三郎
 租税寮
 御役人御中

先方ニ而一部ツ、にひろいわけ（註：拾い分け）呉候様有之候ニ付、其通ニ致し、同第五時頃帰り、○同第六時前斎藤来ル、同氏寄留之義、町用掛りへ承りへ候所承知ニ付、其旨同氏へ申聞、且当方ニ而ハ差支無之ニ付、受人方書面差出、何（註：い）つにても参り可申旨相断、同氏へ夕飯出ス、同第七時頃帰り、○孝太郎終日来リ、細工所之張付致ス、

（※「方」は平仮名の「よ」と「り」の合字）

（森重和雄）